

# SARS対策を進めています

厚生労働省

## 1. 検疫体制を強化しています。

### <検査用キットの配備>

流行地域からの入国者でSARSが疑われる方を対象に迅速な検査を行うため、SARS検査用キットを成田空港をはじめ、入国者の多い検疫所に配備しています。

### <健康管理の徹底>

SARSの疑いがある人と10日以内に接触があった人については、入国後10日間、1日2回の体温測定の結果を毎日検疫所に報告していただきます。

印はSARS流行時に実施

### <ハクビシン等の輸入禁止>

SARS類似コロナウイルスが分離されたハクビシン、タヌキ等の輸入を禁止しています。

### <質問票の配布>

流行地域からの航空便すべてについて、機内で質問票を配布し、健康状態を確認しています。

### <体温測定の実施>

全空港の国際線で発熱の症状のある方を確認するため、サーモグラフィや体温計により体温測定を実施しています。

### サーモグラフィ



## 2. 適切な医療が提供されるよう医療機関を整備しています。

### <SARS患者受入病床の確保>

SARS患者を受け入れるための病床を平成16年1月6日現在1,290床確保しています。

### 公費負担医療

SARS患者に対しては、都道府県知事が入院勧告を出して、入院措置をとることになります。この勧告を受けて入院する場合には、患者ご本人の医療費の負担は原則ありません。

### <外来診療協力医療機関の確保>

SARSを疑われる方については、診療体制の整った医療機関で受診してもらうため、外来診療協力医療機関を平成16年1月6日現在766カ所確保しています。また、外来診療協力医療機関については、マスク、ガウン等の備蓄や外来部門の整備を行っています。

## 3. 院内感染の防止など各種対策を推進しています。

### <院内感染対策の推進>

「SARS管理指針」を都道府県等を通じて医療機関に周知し、SARS患者を受け入れる医療機関における院内感染対策の徹底を図っています。

### <研修会等の開催>

感染症指定医療機関等のSARS担当者を対象に、SARSに関する研修会を開催しています。また、SARS患者発生時訓練も全都道府県で実施されました。

### <ワクチン等の研究>

治療方法やワクチンの研究開発を進めています。

### <適切な消毒の実施>

感染防御の視点からまとめた「各医療機関におけるSARSに対する消毒法」を各都道府県等を通じて医療機関に周知しています。また、一般家庭における消毒法についても、ホームページに掲載し、周知を図っています。

### <患者移送及び検査体制の推進>

各都道府県等において、患者移送用陰圧装置及びSARS用迅速検査キットの配備を進めています。

## 4. 国民の皆様への情報提供に努めています。

SARSについてのより詳細な情報は、下記のホームページでも入手できます。

厚生労働省ホームページ (<http://www.mhlw.go.jp>)

国立感染症研究所感染症情報センターホームページ (<http://idsc.nih.go.jp/index-j.html>)

国立国際医療センターホームページ (<http://www.imcj.go.jp>)

厚生労働省検疫所ホームページ(海外渡航者のための感染症情報) (<http://www.forth.go.jp>)

また、ご心配な点があれば、都道府県又は最寄りの保健所にご相談ください。